

事務連絡

令和2年3月6日

市内 居宅介護支援
介護予防支援
小規模多機能型居宅介護
看護小規模多機能型居宅介護
事業所 各位

宇治市健康長寿部介護保険課

課長 夜久 信雄

新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の対応方針について（通知）

日頃から、本市の介護保険事業の運営についてご理解とご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、京都府内でも新型コロナウイルスの感染者が確認され、これまでより各事業所において感染防止対策を徹底していただくようお願いしているところですが、今後も感染のまん延が懸念されているところです。

そこで、新型コロナウイルス感染症への対応による運営上の留意点について下記のとおり整理しました。

つきましては、内容をご確認の上、利用者の処遇に十分に配慮した上でご対応いただきますようお願いいたします。

なお、本取扱いの期間は、本日から当面の間とします。

また、新型コロナウイルスについては、日々状況が変化しているため、最新の情報等については随時ご確認いただき、対応いただくようお願いいたします。

○サービス担当者会議の開催について

感染のまん延を防止する観点から、「やむを得ない理由がある場合」に該当するものとして、会議に代えて利用者や家族、サービス担当者等へ電話やFAXでの照会等により意見を求めることができます。この場合にも、緊密に相互の情報交換を行い、利用者の状況等についての情報や居宅サービス計画原案の内容を共有できるようにしてください。

また、当該担当者への照会内容等、連携した内容については支援経過等に確実に記録してください。

なお、当該担当者等を招集して会議を開催する場合には、参加者には手指消毒、マスク着用を呼びかけるなど、感染防止に十分配慮してください。

○モニタリング

利用者や家族等が新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点から、利用者や家族等が訪問を拒む場合等については、「特段の事情」に該当するものとして、状況確認等について電話等での対応とすることとして差し支えありません。

なお、この場合にも他のサービス事業所との連携によるサービス実施状況の把握や、利用者や家族等から聞き取った内容については支援経過等に確実に記録してください。

○サービスの内容を変更する場合の一連のケアマネジメント

新型コロナウイルス感染症の影響によりサービス内容を急遽変更する必要がある場合は、「緊急的なサービス利用等やむを得ない場合」に該当するものとして、アセスメントやサービス担当者会議の開催等の一連の業務順序について、拘束するものではありません。

ただし、その場合にあっても、アセスメントやサービス担当者会議の開催等については事後的に可及的速やかに実施し、その結果に基づいて必要に応じて居宅サービス計画を見直すなど、適切に対応してください。なお、緊急的なサービスの利用のため、一連のケアマネジメント業務が適切に行えなかった経緯等については支援経過等に確実に記録してください。

宇治市 健康長寿部 介護保険課 給付係 TEL : 0774-22-3141 (内線 2342・2343) FAX : 0774-21-0406
--